

令和6年度 愛知県



三河港

こちらからも
詳細をご覧ください



コンテナ物流トライアル 助成金制度



三河港の定期航路を利用して
試行的にコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対し

対象費用*の50%を助成

トライアル輸送がモータルシフトに該当する場合は

対象費用*の75%を助成

※海上運賃、国内輸送費、国内荷役費、通関等諸費用 など

対象期間 (ただし、予算の限りあり)

令和6年4月1日～令和7年2月28日

助成金制度の概要については裏面をご覧ください

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172
E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

令和6年度 三河港 コンテナ物流トライアル助成金制度概要

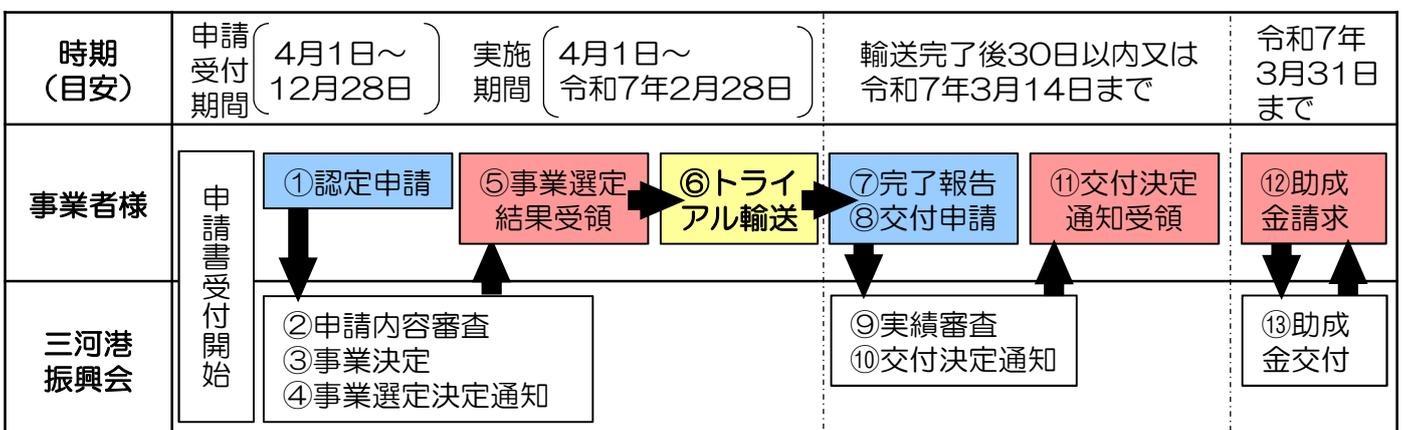
【用語の定義】

荷主	船荷証券に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者（フォワーダーを含む）
定期航路	三河港における外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路

【助成制度の概要（詳細は「令和6年度三河港コンテナ物流トライアル助成金制度実施要綱」によります）】

項目	内容
対象	次に掲げる要件を全て満たす事業。 ①定期航路を利用し、荷主にとって新たな貨物の輸出入または荷主にとって新たな仕向港もしくは仕出港との輸出入。 ②定期航路の利用により、貨物量の増加、コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP対応等物流面の改善が見込まれること。 ③定期航路の本格利用後のコンテナ取扱量が、年間50TEU以上見込まれること。 ※ただし、以下の事業については年間50TEUに満たない場合も対象とする。 ア. 農産物・林産物の輸出に関する事業 イ. インドネシア・タイ・ベトナム・マレーシア発着貨物に関する事業 ④金属くず・再利用資源を除くコンテナ貨物であること。
助成額	1 荷主あたり3回までのトライアル輸送を1事業とし (1) モーダルシフトに該当するトライアル輸送は、補助対象経費の75% (2) モーダルシフトに該当しないトライアル輸送は、補助対象経費の50% ※1事業当たりの限度額は50万円（1,000円未満の端数切り捨て） ※モーダルシフトの該当の可否は、事業実施前のヒアリングを通じて判断
対象費用	トライアル輸送に要する経費（海上運賃、国内輸送費、国内荷役費用、通関等諸費用、輸出入に係る諸手続き費用、等） ※各経費に対する消費税は対象外
対象期間	令和6年4月1日～令和7年2月28日
申請期間	令和6年4月1日～12月28日 ※予算に限りがあるため、申請期間終了を待たずに受付終了する場合あり
申請方法	事業認定申請書を提出（申請書は当会HPよりダウンロードができます） ※事業認定から助成金交付までの流れは本書下段のフロー図をご覧ください。 【申請書送付先：mppa@swan.ocn.ne.jp（事務局宛）】

【フロー図】



※申請時の押印不要、電子データ（Eメール）による申請も可能

【三河港に関する情報】

三河港振興会

検索

URL : <https://www.port-mikawa.jp/>